

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成29年5月18日（平成29年（行情）諮問第188号）

答申日：平成30年2月9日（平成29年度（行情）答申第456号）

事件名：特定事件番号の答申における諮問庁の説明に関して特定医師を選定した理由が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書①」ないし「本件対象文書④」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月11日付け環保企発第17011112号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

- (1) 特定医師Aは神経内科医としての自負を持った者であるので、処分庁が不存在として不開示とした選定記録は存在したはずであるので、これを特定し、開示することを求める。
- (2) しかしながら、特定医師Aは水俣病に関する知識が欠落した者であることから、処分庁が不存在として不開示とした試案に使われた資料、記録等は存在したはずであるので、これを特定し、開示することを求める。
- (3) 特定個人の人権を軽視した特定医師Aの意見書

諮問庁の諮問（平成27年（行情）諮問第326号「水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件の控訴審において提出された意見書中の特定の記録の根拠資料等の不開示決定（不存在）に関する件」）に対する内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成27年度（行情）答申第821号）において、諮問庁は意見書（平成22年6月28日付け国立水俣病総合研究センター臨床部総合臨床室長特定医師A（乙第168号証）。別紙記載の「意見書」。以下「本件意見書」とい

う。)作成に関する説明として、「本件意見書の作成は、環境省の施設等機関である国立水俣病総合研究センター特定個人A証人が、県との関係において国が協力できる範囲で対応したもの」(14頁)とされていた。

環境省が協力できる範囲で対応した本件意見書は、水俣病患者である特定個人(本件決定申請者)のメチル水銀曝露を否定するもので、これは同省及び特定医師Aが特定個人の人権を軽視した許し難いものであった。

(4) 環境省に行政文書の開示請求

そこで、審査請求人は平成28年12月16日付けで、環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室に行政文書の開示請求を行った。

当該請求は、「環境大臣(諮問庁)の諮問(平成27年(行情)諮問第326号「水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件の控訴審において提出された意見書中の特定の記録の根拠資料等の不開示決定(不存在)に関する件」)に対する内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申(平成27年度(行情)答申第821号)において、諮問庁は意見書作成に関する説明として、「本件意見書の作成は、環境省の施設等機関である国立水俣病総合研究センター特定個人A(特定個人)証人が、県との関係において国が協力できる範囲で対応したもの」とされていた。①意見書作成に当たって、環境省はなぜ特定医師Aを選定したのか。このことに関しての記録。②また、当該意見書の根拠となる資料等については、「環境省は承知しておらず、」とした。それならば、特定医師Aが求めた意見書のたたき台とされる試案に使われた資料を明らかにしてほしい。③②は、誰の判断によるものなのか。このことに関しての記録。④当該試案を作成した担当者(他省庁から環境省に出向してきた医系技官)は、水俣病の医学に関してどのくらいの学識をもった者なのか。この者に関しての記録。」の開示を求めるといふものである。

(5) 処分庁から「不開示決定通知書」が届く

処分庁から平成29年1月11日付け環保企発第17011112号をもっての処分として、法9条2項の規定に基づき、「行政文書不開示決定通知書」が届いた。

当該通知書は不開示とした理由について、「開示請求に係る当該行政文書については、作成・取得しておらず、不存在のため不開示としました。」というものであった。

(6) 審査請求人にとって納得できない「不開示決定通知書」

本件意見書は、「水俣病の調査における感覚障害の把握について」で、「『水俣の啓示(上)』という本での特定医師Bの記載によると、水

俣病の自主検診では、診察技術の問題がいつも問題になっていたとされている。新潟水俣病の検診に關与していた特定医師Cら6人（特定医師Cは特定大学の神経内科に所属しており、6人とも神経内科医であると思われる）と、ある意味でいえば寄せ集め医師団のグループ（神経内科ではないと思われる）の間では、同じ対象を診察しても、半身性感覚障害の検出率が前者が19.8%、後者が7.6%、全身性感覚障害については前者が2.9%、後者が9.6%と、それぞれかなりの差が認められたとされている。同様に、視野狭窄や運動失調の検出率についても、差があったことが記されている。」（6頁）というものであった。

そこで、審査請求人の意見を述べたい。

ア その上で、特定医師Aは「感覚障害をはじめとした神経所見は、診察手法は神経内科医であってもそれ以外の医師であっても変わらないが、検者の経験や知識によって感覚障害の解釈にかなりの差が生じることが分かる。」（6頁、7頁）と主張した。

上記のごとく、特定医師Aが神経内科医としての自負を持っているのであれば、処分庁が不存在として不開示とした本件請求①に関する行政文書は存在したはずであるので、これを特定し、開示することを求める。

イ さらには、「医師と名の付く者が一定の形式にしたがって診察した以上、その解釈は相応の信頼性があると思われがちかもしれないが、医師の専門性が異なれば、感覚障害も異なることがあり、信頼性には大きな幅があることが理解できるのではないだろうか。」（7頁）というものであった。

しかしながら、「ないだろうか」といった自信のなさは、水俣病に關しての知識が欠落した者であることを、特定医師Aは自らが認めたものであったのだから、処分庁が不存在として不開示とした本件請求②から④に関する行政文書は存在したはずであるので、これを特定し、開示することを求める。

（7）結論

よって、審査請求人は本件控訴審判決から丸5年に当たる平成29年2月27日付けで、諮問庁に対して審査請求をすることにした。

（8）最後に

本件意見書は、特定個人にみられる四肢末端優位の感覚障害について、「神経内科の臨床で感覚系の診察をしていると、過去の診察結果に比べて異なった結果が得られることはまれではない。これらは多くの場合、微妙な変化であり、診察時の体調や集中力によって左右されるものであろうと思われる。」とした。

これは、特定医師Aが特定個人を「ニセ患者」とみなすものであり、それを環境省は本件意見書に関して、「環境省は承知しておらず」（平成28年答申，14頁）とした。そこで、審査請求人は同省の人権を軽視した体質を問うことにしたものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案概要

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、平成28年12月16日付けで、本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成29年1月11日付けで審査請求人に対し、行政文書を不開示とする原処分を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、平成29年2月27日付けで、処分庁に対して原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、処分庁は同日付けで受理した。
- (4) 諮問庁は、本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、諮問庁において本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求のあった行政文書については、作成・取得しておらず、不存在であるため不開示とした。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は原処分の取消しを求めているので、その主張について検討する。

- (1) 本件意見書の作成者は、環境省の施設等機関である国立水俣病総合研究センター（以下「国水研」という。）の職員の中から神経内科の専門医として特定医師Aを選定したものであり、選定に当たって、審査請求人が求める「なぜ特定医師Aを選定したのか。このことについての記録」は作成していないため、本件対象文書①に関する行政文書は、作成・取得しておらず不存在である。
- (2) また、審査請求人は、「特定医師Aが求めた意見書のたたき台とされる試案に使われた資料を明らかにしてほしい」と主張するが、当該試案は、医師が作成する意見書として一般的に記載されるべきと考えられる事項を端的に列挙したものにすぎず、これは環境省総合環境政策局環境保健部企画課特殊疾病対策室（以下「特殊疾病対策室」という。）の担当者が有する知見に基づいて作成したものであって、何らかの資料を参照して作成したものではないため、本件対象文書②及び③に関する行政文書は、作成・取得しておらず不存在である。
- (3) さらに、審査請求人は、「当該試案を作成した担当者（他省庁から環

境省に出向してきた医系技官)は、水俣病の医学に関してどのくらいの学識をもった者なのか。この者に関しての記録。」の開示を求めているが、当該記録に関する文書は、業務を行う上で必要なものではなく、作成すべき文書にも当たらないため、本件対象文書④に関する文書は、作成・取得しておらず不存在である。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月20日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成30年1月17日 審議
- ⑤ 同年2月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成・取得しておらず、不存在のため不開示とする決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、上記第3の3のとおり、本件対象文書①ないし④について、いずれも作成・取得しておらず不存在である旨説明する。そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書①について

水俣病に係る意見書の作成に協力いただける医師の確保が困難な中で、特定医師Aが環境省の施設等機関である国水研の職員であり、かつ、神経内科専門医であったことから、特殊疾病対策室の担当者(他省庁から環境省に出向していた医系技官)において、特定医師Aに上記意見書の作成を依頼することとした。そこで、同担当者において、特定医師Aに対し、神経内科専門医という立場から本件意見書を作成してほしい旨の説明をした上で、特定県の担当者とともに特定医師Aのところへ直接出向き、特定訴訟に関して現状報告を

行い、本件意見書の作成について特定医師Aの承諾を得たものである。

特定医師Aの上記選定に関する記録については、環境省文書管理規程（平成15年環境省訓令第35号）29条2項の規定に基づく別表第9の文書保存期間基準表に当てはまらないこと、国水研が環境省の施設等機関であり、いわば内部機関同士のやり取りにすぎないため記録作成の必要性がなかったことから、作成していない。

イ 本件対象文書②及び③について

特定医師Aが本件意見書を作成する便宜のために作成された意見書試案（別紙記載の「試案」。以下「本件試案」という。）は、特殊疾病対策室の担当者が作成したものであって、医師が作成する意見書として一般的に記載されるべきと考えられる事項を端的に列挙したものであるところ、これは、特殊疾病対策室の担当者が医系技官として有する知見に基づいて作成したものであり、何らかの資料を参照して作成したものではない。

また、本件試案が上記の趣旨のものにすぎなかったため、同担当者が、本件試案作成に関し、特殊疾病対策室内で相談等を行った事実もない。

ウ 本件対象文書④について

本件試案を作成した特殊疾病対策室の担当者が、水俣病の医学に関してどのくらいの学識等をもった者であるかといった記録は、業務上必要なものではなく、作成すべき文書にも当たらない。

(2) 以上を踏まえ、以下検討する。

ア まず、本件対象文書①に関し、諮問庁は、本件意見書の作成者として特定医師Aを選定した経緯について、上記(1)アのとおり説明するところ、当該説明を否定するに足る事情はない。

そして、上記のような選定経緯を踏まえると、環境省内部でのやり取りにすぎなかったこと等から、意見書の作成者として特定医師Aを選定したことに係る記録を作成していないとする諮問庁の説明も、不自然、不合理とまではいえない。

イ 次に、本件対象文書②及び③に関し、諮問庁から、本件意見書の写しの提示を受け、当審査会においてその内容を確認したところ、本件意見書は、神経内科の専門性、水俣病で認められる感覚障害及びメチル水銀の曝露と健康影響の関係等について、特定訴訟の証人である特定医師Aの意見が記載されたものであり、その冒頭には「今回、特定県から本訴訟での争点について意見を求められたため、神経内科専門医として、それに答える形で本意見書を作成することとした。」との記載があることが認められる。そして、本件意見書には、特定医師A

が意見の基礎とした特定個人の病状等に関する情報が記載されているが、これらについては、特定県から示された情報を根拠とした旨の記述のほか、特定訴訟における証拠資料を根拠としたという趣旨の多数の記述が認められる。

そうすると、特殊疾病対策室の担当者が、本件試案に特定個人の病状等についての事情をあえて具体的に摘示する必要があったとまではいい難く、本件試案は、医師が作成する意見書として一般的に記載されるべきと考えられる事項を端的に列挙したものにすぎないとする諮問庁の上記（１）イの説明は否定できない。

そして、本件試案が上記のようなものにすぎないことを踏まえると、本件試案は何らかの資料に基づいて作成したものではないなどとして、本件対象文書②及び③は作成していないとする諮問庁の説明も、不自然、不合理とまではいえない。

ウ さらに、本件対象文書④に関し、本件試案を作成した特殊疾病対策室の担当者が、水俣病の医学に関してどの程度の学識をもった者であるかといった記録については、同担当者が他省庁から環境省に出向してきた医系技官であることからして、一般的に、同担当者が資質・能力等を踏まえて環境省に出向を命じられたものと考えられるところであって、諮問庁の上記（１）ウの説明は不自然、不合理とはいえない。

また、特殊疾病対策室の担当者について、採用試験の名称等や、免許等で任命権者が必要と認めるものの名称等が記載される人事記録の保有につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、同担当者の人事記録については、同担当者が他省庁から環境省に出向していた職員であり、本件開示請求より前に出向元省庁へ帰任していることから、人事記録の記載事項等に関する内閣官房令（昭和41年総理府令第2号。以下「官房令」という。）7条の規定に基づき、同担当者の人事記録は出向元省庁へ移管されており、環境省において保有していないとのことであった。当審査会において、官房令の上記規定を確認したところ、諮問庁の上記説明のとおりであることが認められる。

以上を踏まえると、本件対象文書④を保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

エ さらに、本件対象文書の探索の方法等について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件審査請求を受け、特殊疾病対策室の執務室内の文書保管場所、書庫等を探索したが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかったとのことであり、この文書探索の方法及び範囲が不十分とはいえない。

（３）以上によれば、環境省において、本件対象文書を保有しているとは認

められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

環境大臣（諮問庁）の諮問（平成27年（行情）諮問第326号「水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件の控訴審において提出された意見書中の特定の記録の根拠資料等の不開示決定（不存在）に関する件」）に対する内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成27年度（行情）答申第821号）において、諮問庁は意見書作成に関する説明として、「本件意見書の作成は、環境省の施設等機関である国立水俣病総合研究センター特定個人A（特定個人）証人が、県との関係において国が協力できる範囲で対応したもの」とされていた。①意見書作成に当たって、環境省はなぜ特定医師Aを選定したのか。このことについての記録。②また、当該意見書の根拠となる資料等については、「環境省は承知しておらず、」とした。それならば、特定医師Aが求めた意見書のたたき台とされる試案に使われた資料を明らかにしてほしい。③②は、誰の判断によるものなのか。このことについての記録。④当該試案を作成した担当者（他省庁から環境省に出向してきた医系技官）は、水俣病の医学に関してどのくらいの学識をもった者なのか。この者についての記録。